



一般質問

とよやま

栗田 昌子 議員



Q・社教センターの遊戯室を 子ども図書室に

A・子ども図書室とする考えはない

Q 司書が必要ではないか。
A 教育部長 図書室は図書館法の適用外のため、司書を置く必要はない。

Q 社教センターに司書が必要ではないか。
A 教育部長 乳幼児への対応は、読書クラブやゆめつ子による読み聞かせ。9

Q 司書の役割は。
A 教育部長 図書の収集・整理・保存・閲覧等の専門的業務をおこない、本の選定や整理、利用者が求める本や情報を提供することである。

Q 図書活動を活発にするために必要なことは。
A 教育部長 ①貸し出し冊数の見直し。12月から一度に12冊、紙芝居も5点まで貸し出している。②特設コーナーの設置。新規DVDと原作本コーナーを新設。③情報提供の補強。町ホームページ、携帯、スマホ、QRコードでの検索ができる。

子どもの図書館も、その場で読み聞かせができるよう大人と子どもとのコーナーが分離されている。児童が自ら本を手に取って読みたくなる配慮が必要である。環境の整備を。

子どもたちのために投資が必要。体の栄養と共に、心の栄養も大事である。

Q 図書の選定や利用者情報はどうしているか。
A 教育部長 選書については、公益財団法人図書館振興財団「新刊選書委員会」が選書した本を幅広く取り寄せていている。

月からポスターによるPRに努めている。

Q その効果は。
A 教育部長 前年度比の実績では、顕著な効果がみられた。

月からポスターによるPRに努めている。

Q 遊戯室を子ども図書室として活用すべきである。
A 教育部長 遊戯室は、自由に保護者と乳幼児が遊べる場所として設置しており、遊戯室を子ども図書室とする考え方ではない。



子ども図書室にならないかなあ